

平成2年2月19日

改正 平成11年6月30日

改正 平成13年1月6日

改正 平成14年7月16日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人自治体衛星通信機構(以下「機構」という。)という。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 機構は、全国の地方公共団体及び防災関係機関等(以下「地方公共団体等」という。)において通信衛星を共同利用するための設備を設置し、運用することによって、防災情報及び行政情報の伝送等を行うネットワークの整備促進を図り、もって地域社会における情報通信の高度化及び地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方公共団体等の利用に供する通信衛星中継器の提供及び利用の調整
- (2) 地方公共団体等に対する通信衛星を利用した音声、データ、映像等各種の伝送サービス
- (3) 地方公共団体等が通信衛星を利用するための映像の企画、編成、制作及び管理
- (4) 地方公共団体等に対する通信衛星を利用するための伝送設備及び機器の設計、設置、運用及び保守管理
- (5) 地方公共団体等の衛星通信システム及びその利用に関する人材の育成及び支援
- (6) 地方公共団体等の衛星通信システム及びその利用に関する調査及び研究
- (7) 地方公共団体等の衛星通信システム及びその利用に関するコンサルティング
- (8) 前各号の事業に付帯する業務
- (9) その他機構の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 機構の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 機構の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して拠出又は寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、総務大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 機構の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、信託会社に信託し、又は公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 機構の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 機構の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 機構の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経たのち理事会の承認を得て、当該会計年度終了後3か月以内に主務大臣に

提出しなければならない。

第12条 削除

(特別会計)

第13条 機構は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第14条 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事長1名

(2) 理事6名以上10名以内(理事長を含む。)

(3) 監事2名以内

2 理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、機構を代表し、機構の業務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して機構の業務を掌理し、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が欠けたときは、理事長の定めるところにより、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、機構に関する業務を執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に欠けた場合において、評議員会を開く暇がないときは、書面をもって後任の役員の選任を求め、評議員会に代えることができる。ただし、この場合においては、次に開催される評議員会において、その結果を報告しなければならない。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第19条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ出席理事及び出席評議員の3分の2以上の議決を経て、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として必要な適確性を欠くと認められるとき。

(評議員)

第20条 機構に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会に諮って、理事長が委嘱する。

3 評議員は、評議員会を構成する。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 第18条及び前条の規定は、評議員について準用する。

(参与)

第21条 機構に、参与若干名を置くことができる。

2 参与は、理事会に諮って、理事長が委嘱する。

3 参与は、理事長の求めに応じ、機構の業務の執行に参画する。

4 参与に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って、別に定める。

(事務局)

第22条 機構の業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会に諮って、別に定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、機構の業務に関する重要な事項を議決する。

3 理事会は、次の事項について議決するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 寄附行為の変更

(4) 解散

(5) 残余財産の処分

(評議員会)

第25条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(会議の招集)

第26条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を構成する理事若しくは評議員の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(会議の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長とする。

2 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(定足数)

第28条 会議は、理事又は評議員現在数の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(議決)

第29条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事又は

評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(書面による表決等)

第30条 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前2条の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した構成員は、出席者とみなす。

(会議への出席)

第31条 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議事録の作成)

第32条 会議の議長は、次の事項を記載した会議の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事又は評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を経て、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 機構は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 機構が解散した場合の残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて処分する。

第7章 補 則

(規程の制定)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会に諮って、別に定める。ただし、軽易な事項については、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務大臣の設立許可のあった日（平成2年2月19日）から施行する。
- 2 機構の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第24条第3項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 機構の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成2年3月31日までとする。
- 4 機構の設立当初の役員は、第15条、第16条及び第18条の規定にかかわらず、設立発起人会の選任するところによるものとし、その任期は、平成4年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成11年6月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成14年7月16日）から施行する。